

## 平成17年度 第1回手賀沼水環境保全協議会専門委員会 議事録（概要）

日 時：平成17年8月3日（水） 14時～16時

場 所：手賀沼親水広場（我孫子市高野山）

出席者：別紙1のとおり

### ○司会（川上主幹）

平成17年度第1回「手賀沼水環境保全協議会専門委員会」を開会する。

### ○事務局（寺井水質保全課長）あいさつ

平成15年7月に総合的な水環境保全を目指し、手賀沼水循環回復行動計画を策定した。その実際の推進の母体として、「手賀沼水循環回復行動推進会議」にて取り組んできたところ。

先日開催した「手賀沼水環境保全協議会」通常総会において、手賀沼の水環境に関連する組織を統合していく一環として、この「行動推進会議」は手賀沼水環境保全協議会（手水協）に統合をし、その専門委員会として再出発することとなった。

本日はその第1回目の会合ということで、名称は変わるが、これまでの行動推進会議に引き続き委員各位には各種取組、今後の事業推進について検討をお願いしたい。

### ○司会（川上主幹）

配付資料について御確認いただきたい。会議次第に配付資料一覧が書いてあるので、不足等あれば事務局に申し付け願いたい。

議事次第に従って進める。

議題の1「手賀沼水環境保全協議会専門委員会の設置等について」、事務局から説明願う。

### ○事務局（岡部室長）

最初に資料を訂正願いたい。出席者名簿及び資料2の「阿曾亮二」様を「阿曾亮一」様に訂正願う。

#### （①資料1の10ページ「概念図」の説明）

本資料は7月22日に開催された手賀沼水環境保全協議会通常総会の会議資料であるため、一部「案」、「仮称」となっている部分があるが、全て総会で承認されている。

図の左側が現行の組織。これまでは3つの組織があった。

左上に、「手賀沼水質浄化対策協議会」、これには総会及び幹事会が置かれていた。中央に、「手賀沼水循環回復行動推進会議」があり、これが本専門委員会の従来の組織。そして右側に「手賀沼浄化事業連絡会議」（手浄連）、これは県と流域7市からなる組織。以上の3つの組織があったものである。

今回、このうち「推進会議」を、「手賀沼水環境保全協議会」の下部組織として「専門委員会」と称し、位置づけた。

本件については、先の「手賀沼水環境保全協議会」通常総会で審議、承認された。

なお、「手賀沼浄化事業連絡会議」については、平成18年度を目途に統合を進める予定。

一連の組織の統合については、昨年度末の推進会議でその案を示したところだが、その案が一部実際に施行された。

(②資料1の5～9ページ、新旧対照表の説明)

第1条 協議会の名称変更。水質だけでなく広く総合的に水環境の保全を推進するため、名称を手賀沼水環境保全協議会に変更した。

第2条 協議会の目的変更（理由は第1条と同じ）

第3条 組織の一部改正。柏市への合併に伴い沼南町を削除。本埜村が新規加入。

第4条 事業の一部改正。「手賀沼水循環回復行動推進会議」の統合による必要な規定の整備、協議会の目的変更に伴う事業内容の表現修正。

第6条 役員定数の変更。副会長の数を手賀沼隣接市町の長（3名）から、合併により2名に変更。

第17条 専門委員会の設置。「手賀沼水循環回復行動推進会議」を協議会の下部組織として位置づけるため必要な規定の新設。専門委員会の検討事項は、従来の「手賀沼水循環回復行動推進会議」の規約をそのまま取り込んだもの。

附 則 会則は7月22日（協議会通常総会の日）から施行し、4月1日に遡って適用すること。

以上のとおり会則を改正し、資料1に改正後の会則を示した。

(③委員会組織について)

新会則の第17条2項の規定により、本専門委員会の委員は会長が委嘱することとなっている。委員各位には協議会会長（知事）からの委嘱状を配布済みである。

次に、会則第17条第4項の規定により委員長を選出する。規定では委員の互選により選出することとなっている。

これまでの行動推進会議の座長は佐倉先生にお願いしてきたため、引き続き佐倉先生に委員長をお願いしたいと思うが、如何。

**【ここで委員各位、拍手承認】**

以後、専門委員会の委員長は佐倉先生にお願いする。

○司会

議題 2 に入る。

会則第17条第 5 項の規定により、専門委員会の議長は委員長が行うこととなっているので、これより先の議事進行については、千葉大学理学部の佐倉教授にお願いします。

○佐倉委員長

本日、新たに発足した手賀沼水環境保全協議会専門委員会組織の出発に際してひとこと。

手賀沼にとっても一番暑く厳しい時期である。そういう時期であるが、本日は十分な議論をお願いしたい。

「議題 2 手賀沼水循環回復行動計画に係る 16 年度実績及び 17 年度計画について」、事務局から説明願いたい。

○事務局

(資料 3-1、3-2 及び 3-3 を用いて説明)

○佐倉委員長

ただいまの説明について、意見、質問等どうぞ。

○小林委員

特に緑地面積については丁寧な説明があったが、これについては前々回からの議論があったので、それについて申し上げたい。また、組織が変わり、今まで「水質浄化対策」協議会だったものが、今回「水環境保全」協議会になった。かつて、手賀沼は全国でもとびぬけて水質が悪く、そのために（協議会は）「水質浄化」に焦点を絞らざるを得なかった。それが今回、水環境保全協議会となったことは、長く手賀沼にかかわってきた者としては嬉しい。水質浄化だけでなく水環境、水量回復、水辺の回復等、流域全体を見て、その中で水質浄化も図っていただければと思う。

緑地の面積について。水循環の回復には緑地面積がどのように変化するかが大変重要である。水の涵養、湧水保全、水量回復全部そこに関わってくると思う。「現状維持（平成22年）」を目標にしているが、一番難しいのが緑地の保全で、それをどういうふうにつめるか。当面、面積で捉えるしかない。もっといい方法があればいいが。

大変だと思うが、事務局には、面積の把握をできるだけ正確に、現状に近い把握の検討をお願いしたい。

また、以前議論になったのは、資料 3-3 の 2 ページの表、平成 10 年の現状(7,650ha)が平成 15 年度末に6,268haにまで減少していて、この減少は大きいのではないかということ。これについて当時の事務局に聞いたところ、平成 10 年の算出方法は国土地理院の土地利用図を元にしたもの。一方、平成 15 年度は市町村の土地管理台帳から集計しているということで、算定方法が異なっていた。

進捗管理の面から、この辺を検討してほしい。

○佐倉委員長

たとえば、水量の回復で、マス、トレンチが増えてきているのはわかるが、このままだと尻すぼみになっていくのではないか。平成16年度までは大きな数字、平成17年度は小さくなっていく。このあたり、いつも前年と同様というようにすると意欲が落ちていくということもある。

一つ目の目玉事業であると、こういうようにしていくのだと、そういう形が見えるようなことも必要ではないか。数値的には全般的に数字が落ちてきたという感じにしないほうが良いのではないかと思う。

○佐倉委員長

他に意見、質問は。

○塩野谷委員

下水処理人口について、資料3-3の3ページ。下水道の流域人口と合併処理浄化槽の処理人口との関係が表の下に書いてあるが、将来的には合併処理人口も下水道処理人口に入るということか。

○事務局

合併処理浄化槽は、下水道を普及させる予定のない区域での普及を目指すもの。計画区域外においては、将来的にも下水道処理人口には入らない。

○塩野谷委員

下水道が普及していない部分については、どのような処理になっているか。

○事務局

合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取りなどになっている。

○川俣委員

資料3-1の3ページ、都市河川再生対策事業について。

川の場合は川下に向かって右岸、左岸と言うが、手賀沼左岸・右岸という表現はどのような考え方によるのか。

○県河川環境課（伊東副主幹）

流入河川の大堀川、大津川から手賀沼、手賀川を通過して利根川に入る流れがある。

この流れを考えると、下流に向かって左側を左岸、右側を右岸と称している。

○渋谷委員

資料3-3の1、雨水浸透マス設置について。松戸市は浸透マス設置を義務づけられているが、我孫子市、柏市は浸透マス設置の指導をしていると聞いている。同一の

水系でも自治体によって設置の指導が違っている。協議会を通して（積極的に）設置するような方向にもっていったほうがいいのではないか。その辺りはどうお考えか。

このような指導の方法のままだと設置が進まないのではないか。より強力でプッシュして欲しいと思うが、如何。

○我孫子市（中野環境生活部長）

資料3-2、1ページの我孫子市の欄、開発行為等に伴う指導については、実際には義務づけと言えるものである。ただし開発行為、つまり500㎡以上のものが対象となる。

その他のものについては資料に示すとおり、強制ではないが、浸透マスの設置に対する助成を行っている。

○佐倉委員長

新しく設置する場合と、すでに設置されたものの改修の場合の、どちらにも指導があるのか。

○我孫子市（中野環境生活部長）

両方に対応できるような措置をとっている。

○渋谷委員

一般家庭に雨水マスを設置する場合、雨水マスには穴のあいているものとあいていないものがあり、穴のあいているものを設置すれば、それは浸透マスになる。浸透トレンチというと、役所の規格通りの指導では堅いものになるが、単純に穴があいているものを従来のマスに替えて設置するだけで浸透の効果はある。そうした指導について前向きに検討していただきたい。

○佐倉委員長

技術的な問題、基準等もあると思うので簡単に答えることはできないのではないかと。今おっしゃられたことを踏まえて、浸透マスとして機能する方法であればそうした方法もいいのではないかと。

また、浸透マスの評価、すなわち浸透マスを設置したらどのような効果があるのかの評価を確かめることが必要ではないかと。流域の中で試験流域を設け、評価の確認ができればいいのでは。そうしたことができないと浸透マスがどれだけ有効なのかの議論ができない。時間がかかるとは思うが・・・

先日、里山シンポジウムに出ていたところ、住民の方から「浸透マス設置は結構だが、その評価はどうか、具体的な数字として評価できるのだろうか。」という質問があった。そういうことももう少し議論、検討しながら進めるのが良いのでは。

今おっしゃられた件については精神的な問題と技術的な問題は区別しないといけないのではないかと。

○阿曾委員

資料3-1、2ページ、底泥の浚渫について。

北千葉導水によって手賀沼の水がきれいになったのは大変ありがたいが、導水と同時に底泥も水と一緒に動く。手賀沼土地改良区は手賀沼を農業用水として利用しているが、取水口に泥が貯まる。放置すれば施設がだめになってしまう。緊急を要するため、今年は独自に重機で泥を取り除いた。浚渫事業は大変な事業であると思うが、沼全体を対象に実施していただきたい。

○県河川環境課（伊東副主幹）

浚渫は昨年度で36,000m<sup>3</sup>、今年度は48,000m<sup>3</sup>の実施を計画している。

手賀大橋上流の上沼でリン濃度の調査を実施しており、浚渫はリン濃度の高い（底泥で2mg/g以上）場所で行っている。

今年度の48,000m<sup>3</sup>は大津川の河口部で行う予定。来年度以降は沼右岸のボート乗り場付近のオダ周辺での実施を検討する。

浚渫の目的としては、底泥リン濃度の高い場所、生活系負荷が高い場所をターゲットとして水質浄化に貢献することとしている。

○佐倉委員長

他になければ、議題3に進む

○事務局

（資料4により手賀沼水循環回復行動計画に係る協働調査の中間報告について説明）

○佐倉委員長

着実に成果が出ているように見える。意見、質問等あればどうぞ。

○瀧委員

パックテストは市民の方が協働調査で実際に行われる方法と思うが、その結果と機器分析との結果にどのくらい相違があるのか。

○事務局

資料4の13ページ表6に、pH、電気伝導度、COD、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、パックテストと機器分析における分析結果の比較を示した。

pH、電気伝導度、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素については、比較的相関が見られるが、CODについては双方の結果が大きく異なる場合もある。

○瀧委員

協働調査の場合に、期間ごとに比較をしていったらどうか。

#### ○小林委員

前回、16年度も関連をとっているが、やはり、COD、硝酸性窒素は関連がない。

せっかく行った協働調査を有効に使うために、どうデータを利用できるのか、技術的な検討を行っては。既に3回分のデータがあるので、その検討によって次の調査のやり方をどうするのか、データを活かせる有効な調査にすることができるのでは。

パックテストでは硝酸性窒素は10mg/Lまでしか測定できないと聞いている。それ以上の高い濃度は量れない。その点も検討していただきたい。

湧水調査について、水循環の施策を進める上で進捗状況の評価をどうするのか。ひとつは水量の回復が、水循環回復の目的である。

水量回復はどういうふうに見ていくか、河川流量がどのように変化しているのか、その辺の変化を捉える必要がある。

協働調査では、湧水量は量っている。湧水地点で、前には湧出していたのに、今年度はしみ出しになっているような地点がある。変化がある。周囲の状況が変わったのか、湧水量の変化を捉える何らかの工夫、量的な把握の工夫が欲しい。

河川調査では流量把握は無理か。県土整備部でも流量、水位測定はされていることと思うが、水量の経年変化はできないものか。

#### ○県河川計画課（鶴岡室長）

河川の流量については流量調査という制度に沿っては行っていない。水位計を設置している河川があるので、そこでは、水位から流量は推定できると思う。柏整備事務所に確認する必要があるが。

#### ○塩野谷委員

手賀沼の排水は排水樋管から排出される。平成12年度までは、北千葉導水の水が入るまでは、手賀沼土地改良区がきっちり把握していた。それ以降は建設省の管理になっていて流量は建設省しかつかめない。

#### ○佐倉委員長

この協働調査で全てをつかむのは難しいと思う。観測する日が適切かどうか、変動している途中のデータになるので難しい。そうは言ってもこのように面的に行っている調査なので、この調査がどういう意味があるのかという評価に使えたら良い。そう考えると基本になるところは、量れるところは連続的に記録はとりつつ、時々データをみていってどうか、という2つの面的な捉え方と連続した捉え方があれば評価につながるのでは。

各種施策をすすめて、水量の回復を目指しているのだから、定量的評価につながるデータを得られ、その成果が確認できればますます力になる。せっかく本専門委員会という機会があるのだから、建設的な方向につながればと思う。

議題4に進む。

○事務局

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正について、参考資料1により説明)

○事務局

(手賀沼水質及び北千葉導水の運用状況等について、参考資料2により説明)

○佐倉委員長

全体を通して意見、要望あればどうぞ。

○我孫子市

先ほどの渋谷委員からの要望について、本日出席の各市・村の委員は、雨水浸透マスの担当部署ではないようだ。各市・村委員には、雨水浸透マスの担当部署に、さらなる積極的な対応をするよう伝えていただきたい。

また、先日、市民からの話によると、岸边の方にアオコが一部発生し、ここ2～3日、悪臭もすると聞いている。

○佐倉委員長

他に特にないようなので、以上で専門委員会を終了する。

閉会